

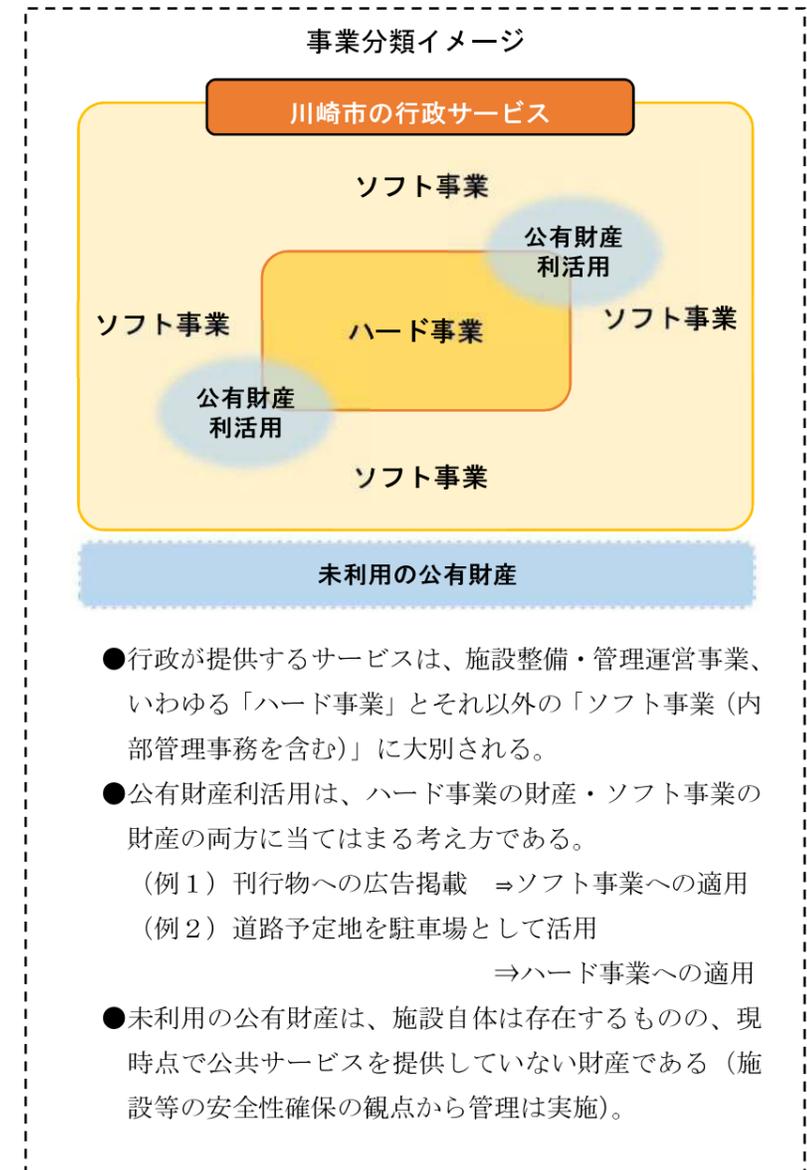
1. 民間活用の適用範囲

PPPを実施する際に想定される手法・分野は多岐にわたっているととも、法令の改正などにより新たな手法等が創設されるなど民間活用手法の広がりなどの変化が今後も想定されること、更に、本市においては、今後より一層、民間活用を推進する観点から、あえて民間活用の範囲（事業手法・事業分野・対象金額）を定めず、あらゆる施策分野・事業分野を対象に民間活用を検討していくことを基本とし、地域課題・地域ニーズの変化や制度等の変化に柔軟に対応していくこととする。

2. 民間活用における事業分野

民間活用はあらゆる施策分野を対象とするものの、民間活用検討フローが事業分野毎に異なることが想定されるため、事業分野の整理を行う。

事業分類	内容
①ソフト事業	<p>■市民等に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供、又は本市が行う規制、監督、助成、広報、その他公共の利益の増進に資する事業</p> <p>（適用例）大学等との共同研究、企業等との連携協定、自治会や市民団体と連携した公園等の管理、企業等の実証実験を通じたサービス提供、企業等とのイベント共催、企業とのマッチングによる市民団体の活動支援、清掃業務の委託化</p>
②施設整備・管理運営事業（ハード事業）	<p>■公共施設等の整備又はその運営等を通じて市民等に対して行われる役務の提供、その他公共の利益の増進に資する事業</p> <p>（適用例）庁舎、学校、市営住宅、コミュニティ関連施設、社会福祉施設、運動施設、芸術・教育文化施設、市場、MICE、斎場、公園、浄水場、汚泥処理施設、市立病院、駐車場・駐輪場 などの整備・管理運営</p>
③公有財産利活用事業	<p>■未利用の公有財産利活用事業</p> <p>未利用の土地・建物のうち、現時点で当面、本市による利用予定がないものを対象に、周辺地域のまちづくり、地域課題解決、市の歳入確保等を目的に一定の条件を付して賃貸借や売却等を図る事業</p> <p>（適用例）定期借地権方式等による地域交流スペースを併設した商業施設の整備、使用許可や占用許可による民間駐車場整備</p>
	<p>■供用中の公有財産利活用事業</p> <p>供用中のあらゆる公有財産を対象に命名権や役権を有償により認め歳入に充てる事業</p> <p>（適用例）遊休スペース（広報紙・WEBページ・庁舎内等）に広告枠を設け掲載料の一部を歳入に充てる事業、ネーミングライツ、市有施設の屋根貸しによる太陽光発電</p>
④その他内部管理事務等（全ての事業の一部）	<p>■行政内部における管理的業務に関する事務（総務事務、予算執行事務、会計事務、企画事務等）</p> <p>（適用例）データ入力業務の委託化、AIやRPAなどの活用による事務の効率化</p>



※公共サービス基本法における定義を参考に分類

3. 民間活用にあたっての留意事項

公共サービス提供における民間活用は、本市の施策との整合性、施設や職員等の保有資源の状況などを総合的に勘案して判断する必要があり、適用する業務の性質や安全性、費用対効果などを十分に留意した上で適用を検討する必要がある。

そこで、民間活用を推進する事業は、以下の留意事項を満たすものを対象とする。

留意事項1 市が直接実施すべき行政サービスに該当しない

- 法令によって実施主体が地方公共団体または地方公務員と義務付けられていない業務
- 義務や負担を課し、権利を制限する行為、または強制力をもって執行する行為(事実上の行為は除く。)を含まない業務
- 政策決定・条例・規則等の制定など行政の意思決定に関わらない業務
- 市民の生命や安全に関する危機管理や緊急対応に関わらない業務

留意事項2 民間主体により公共サービスの安全性が確保できる

- 対象サービスの提供を担える主体が民間部門にある場合
- 民間の有するノウハウの活用や創意工夫により、安全なサービスを提供できる場合

留意事項3 民間活用により費用対効果を期待できる（※下記のいずれかに該当）

- 市が直接行う場合に比べ、同等以下の費用で、より質の高いサービス提供が可能な場合
- 市が直接行う場合に比べ、同等以上のサービス内容が、より効率的な体制や費用で提供することが可能な場合